

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 5 月 1 日

クミアイ化学工業株式会社

2024年5月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都台東区池之端一丁目4番26号
クミアイ化学工業株式会社
代表取締役社長 高木誠

クミアイ化学工業株式会社（以下「当社」といいます。）及びケイアイ情報システム株式会社（以下「ケイアイ情報」といいます。）は、2023年12月5日付で吸収合併契約を締結し、効力発生日を2024年5月1日として、当社を吸収合併存続会社、ケイアイ情報を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項を以下に記載し、本店に備え置きます。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年5月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

ケイアイ情報の株主は当社のみであり、ケイアイ情報に対し、株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii. 新株予約権買取請求（会社法第787条）

ケイアイ情報は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii. 債権者の異議（会社法第 789 条）

ケイアイ情報は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 16 日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、当社の商号及び住所、当社及びケイアイ情報の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を公告いたしました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易合併の要件を満たすことから、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 16 日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、ケイアイ情報の商号及び住所、当社及びケイアイ情報の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を公告いたしました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2024 年 5 月 1 日をもって、ケイアイ情報からその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。ケイアイ情報から承継した資産および負債の額は、それぞれ 1,184 百万円（概算値）及び 571 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がなされた事項（合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併消滅会社であるケイアイ情報の事前開示書面は、別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併に係る変更の登記は、2024 年 5 月 2 日に申請する予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

- (1) ケイアイ情報は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。
- (2) 当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することが出来る株主に限ります。）はいませんでした。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がなされた事項(合併契約の内容を除く。)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 2 月 16 日

ケイアイ情報システム株式会社

2024年2月16日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都台東区池之端一丁目4番26号
ケイアイ情報システム株式会社
代表取締役社長 吉村巧

ケイアイ情報システム株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年12月5日付でクミアイ化学工業株式会社（以下「クミアイ化学工業」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、クミアイ化学工業を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本合併を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項1号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社は、本合併の効力発生時点において、クミアイ化学工業の完全子会社であるため、本合併に際しては、当社の株主に対し株式その他の資産の割当ては行わず、また、本合併によりクミアイ化学工業の資本金及び準備金は増加いたしません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

上記2.のとおり、合併対価の交付は行われなため、該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

- （1）吸収合併存続会社に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項第1号）

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

クミアイ化学工業の 2023 年 10 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 176,550 百万円、負債の額は 74,266 百万円、純資産の額は 102,284 百万円であり、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併の効力発生日後におけるクミアイ化学工業の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のクミアイ化学工業の収益状況及びキャッシュフローの状況について、クミアイ化学工業の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、クミアイ化学工業が負担する債務については、本合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

7. 上記1.から6.に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記1.から6.に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することといたします。

以上

別紙1.
吸収合併契約



吸収合併契約書

クミアイ化学工業株式会社（以下「甲」という。）及びケイアイ情報システム株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本吸収合併）

甲と乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：

（商号）クミアイ化学工業株式会社

（住所）東京都台東区池之端一丁目4番26号

乙（吸収合併消滅会社）

（商号）ケイアイ情報システム株式会社

（住所）東京都台東区池之端一丁目4番26号

第3条 （合併対価）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条 （甲の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条 （効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年5月1日とする。但し、本吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合は、甲及び乙は、協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第6条 （吸収合併契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行う。

第7条 （本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、①甲若しくは乙の資産・経営状態に重大な変更が生じたとき、②天災地変その他の事由により、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、③本吸収合併の手続を阻害する重大な事態が生じたとき又は④本吸収合併の目的を達成することが困難になったときその他必要が生じたときには、甲及び乙は、協議の上合意することにより、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条 （本吸収合併契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第9条 （準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第10条 （管轄裁判所）

本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 5 日

甲：東京都台東区池之端一丁目 4 番 26 号
クミアイ化学工業株式会社
代表取締役 高木 誠



乙：東京都台東区池之端一丁目 4 番 26 号
ケイアイ情報システム株式会社
代表取締役 吉村 巧





別紙2.

最終事業年度に係る計算書類等

第75期事業報告 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行などに伴い、経済活動が徐々に正常化し、緩やかな景気回復が続いております。一方で、中国を中心とした海外の景気減速や、燃料や原材料価格の高騰などによる物価高、及び地政学的リスクの高まり等により、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような情勢の下、当社グループにおきましては、企業価値の向上に向け、中期経営計画「Create the Future ～新たな可能性へのチャレンジ～」(2021年10月期～2023年10月期)にて策定した重点施策の遂行に全力で取り組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高は、化成品事業の販売が減少したものの、農薬及び農業関連事業の海外向けの販売が好調に推移したこと、また、原燃料価格の高騰を踏まえて販売価格の改定を実施したこと、さらに為替が円安に推移した結果、161,002百万円、前連結会計年度比15,699百万円(10.8%)の増加となりました。営業利益は14,089百万円、前連結会計年度比1,416百万円(11.2%)の増加となりました。経常利益は、為替差益が大幅に減少したものの、持分法による投資利益が、持分法適用関連会社の好調な業績に加え、一過性要因(税還付認識)もあり、大きく増加したことなどにより、24,115百万円、前連結会計年度比545百万円(2.3%)の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は18,024百万円、前連結会計年度比1,694百万円(10.4%)の増加となりました。

なお、当連結会計年度における海外向け売上高の割合は60.3%となりました。

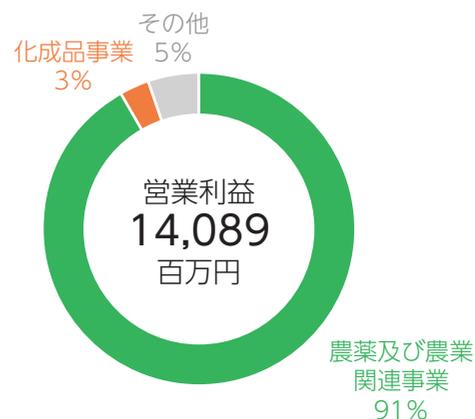
第75期 (2023年10月期連結業績)

売上高	161,002 百万円	前年度比 10.8 % の増加
営業利益	14,089 百万円	前年度比 11.2 % の増加
経常利益	24,115 百万円	前年度比 2.3 % の増加
親会社株主に帰属する当期純利益	18,024 百万円	前年度比 10.4 % の増加

各セグメントの売上高・営業利益

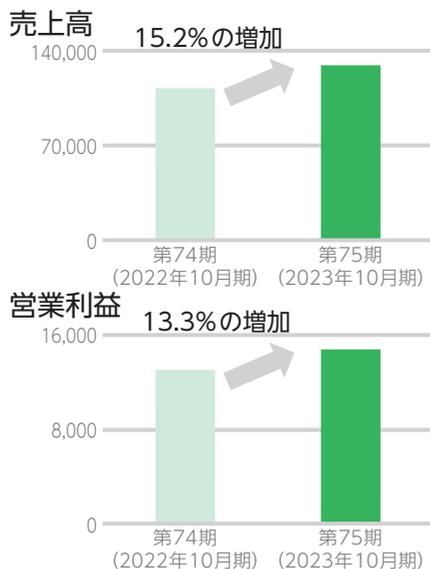
	売上高 (百万円)			営業利益 (百万円)		
	第74期 (2022年10月期)	第75期 (2023年10月期)	前連結会計年度比	第74期 (2022年10月期)	第75期 (2023年10月期)	前連結会計年度比
農業及び 農業関連事業	112,430	129,466	15.2%の増加	13,065	14,805	13.3%の増加
化成品事業	25,004	22,472	10.1%の減少	900	528	41.3%の減少
その他	7,869	9,064	15.2%の増加	637	848	33.2%の増加
計	145,302	161,002	10.8%の増加	12,673	14,089	11.2%の増加

- (注) 1. 前連結会計年度のセグメントの営業利益には、調整額として主に各報告セグメントに配分していない
 全社費用(報告セグメントに帰属しない一般管理費)△1,930百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度のセグメントの営業利益には、調整額として主に各報告セグメントに配分していない
 全社費用(報告セグメントに帰属しない一般管理費)△2,093百万円が含まれております。



農薬及び農業関連事業

売上高構成比 80% (第74期 77%)

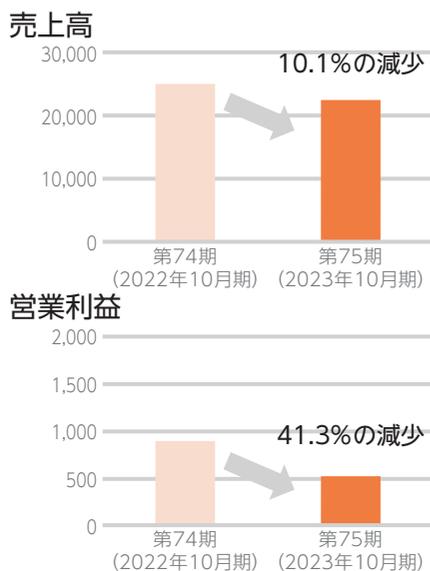


国内向けは、水稲用殺菌剤「ディザルタ」を含む箱処理剤、水稲用除草剤「エフィーダ剤」の販売が好調に推移しましたが、販売先の在庫調整の影響により前連結会計年度並みとなりました。海外向けは、畑作用除草剤「アクシーブ剤」がアルゼンチンでの外貨不足による輸入制限により、同国向けの出荷が減少したものの、北米を中心にその除草効果の高さと良好な市場環境による需要の増加から出荷が大幅に伸長し、前連結会計年度の業績を大幅に上回りました。

以上の結果、農薬及び農業関連事業の売上高は129,466百万円、前連結会計年度比17,036百万円(15.2%)の増加となりました。営業利益は14,805百万円、前連結会計年度比1,740百万円(13.3%)の増加となりました。

化成事業

売上高構成比 14% (第74期 17%)

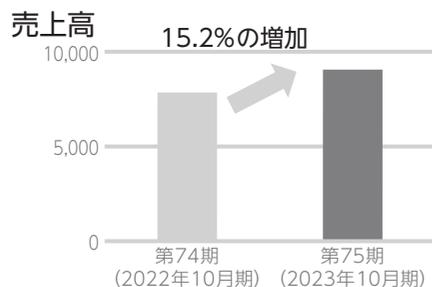


半導体の需要回復の遅れにより、主力のビスマレイミド類や一部のクロロキシレン系化学品の出荷が減少しました。

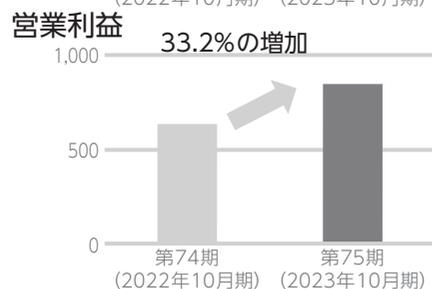
以上の結果、化成事業の売上高は22,472百万円、前連結会計年度比2,532百万円(10.1%)の減少となりました。営業利益は、売上高の減少に加え、原燃料価格の高騰や減価償却費の増加等により、528百万円、前連結会計年度比372百万円(41.3%)の減少となりました。

その他

売上高構成比 6 % (第74期 5 %)



物流事業が堅調に推移したことに加え、建設業において前期からの線越工事の進捗により大幅な売上増となった結果、その他の売上高は、9,064百万円、前連結会計年度比1,195百万円(15.2%)の増加となりました。営業利益は、848百万円、前連結会計年度比211百万円(33.2%)の増加となりました。



(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は8,735百万円であります。その主なものは、当社新化学研究所(静岡県)の新設に係る投資及び連結子会社ケイ・アイ化成株式会社のプラント新設に係る投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債の発行、有償増資等による非経常的な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

中国を中心とした海外の景気減速の可能性や、燃料や原材料価格の高騰などによる物価高、及びウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクの高まり等により、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループの中核事業である農薬及び農業関連事業は、世界の人口増加に伴う食料需要の増加や穀物価格の上昇などを背景として今後も拡大するものと考えられますが、上記のような不透明な状況や流通在庫の増加に起因した世界的な在庫適正化の動きを背景に、市場環境は一層厳しさを増しております。

このような状況において当社グループでは、2048年度に迎える100年企業としてのあるべき姿を視野に入れて策定した中期経営計画「Create the Future ～できる。をひろげる～」(2024年10月期～2026年10月期)を実行していくことで、企業価値の向上に努めてまいります。

また、クミアイ化学グループ企業基本理念のもと、2021年11月1日付で制定した「サステナビリティ基本方針」ならびに、種々のESG課題に対処するため、その下に制定した10の基本方針に基づき、サステナビリティ経営を推進いたします。コア事業である農薬及び農業関連事業では、日本政府が2021年5月に策定した持続可能な食料システムの構築を目指す「みどりの食料システム戦略」、EUの「Farm to Fork戦略」への対応を継続して進めてまいります。また、化成品事業では、人々の生活に役に立つ、そして豊かにする材料の供給を通じて社会への貢献を図ってまいります。

国内販売部門におきましては、水稲用除草剤の「エフィーダ剤」及び「ベンスルフロンメチル剤」の更なる普及基盤の拡大により、水稲一発処理除草剤市場におけるシェア1位の維持を図ってまいります。また、水稲用殺菌剤「ディザルタ剤」の育成と拡販に注力するとともに、スマート農業推進のための継続的な取り組みを進めてまいります。

園芸剤分野では「ピリベンカルブ剤」など自社開発剤の推進活動を強化するとともに、マーケティング戦略に基づく新規導入剤の早期最大化に取り組んでまいります。

さらに、当社微生物農薬であるエコシリーズの再プロモーション等により、「みどりの食料システム戦略」で求められる環境負荷の低減に貢献してまいります。

海外販売部門におきましては、事業の中核をなす「アクシーブ剤」について米国、ブラジル、オーストラリア、アルゼンチン等の主要市場において新規混合剤の開発を推進し、適切な販売促進支援を行うとともに、様々なジェネリック品対策を施すことで、継続的な販売拡大・維持を図ります。同時に、一部の地域で流通在庫が増加していることから、在庫の適正化を図っていきます。また、「エフィーダ剤」の韓国での販売拡大、及びその他アジア、欧米での開発、「ディザルタ剤」の韓国における新規混合剤の上市、販売推進を行います。

今後も自社製品の普及、技術指導を通して、世界の農業の生産性向上と生産者の収入増加へ寄与してまいります。

特販部門におきましては、自社農薬製剤技術の有効活用による新規製剤受託加工品目の獲得、「エフィーダ剤」、「ベンスルフロンメチル剤」等の自社開発品目の拡充により、売上・利益の最大化を図ってまいりま

す。また、自社原体を他社メーカーに向けさらに導出するべく、販売ルートの多様性確保を図ってまいります。

化成品事業におきましては、アラミド繊維原料となるクロロキシレン系化学品の更なる成長への展開と、ビスマレイミド・アミン硬化剤・産業用薬品・発泡スチロール類等の拡販、市場動向に合わせた受託製造ビジネスの拡大により売上・利益の最大化に努めてまいります。また、研究開発部門及びグループ化成品事業の連携強化と推進による高付加価値な新規ビジネスの創出により、化成品事業領域の拡大を図ってまいります。

その他の事業におきましては、建設業では、自社ブランド確立と一般顧客に対する認知度向上に取り組んでまいります。印刷事業では、顧客ニーズに対するサービスの向上に努め、品質の維持向上並びに更なる生産工程の効率化を図ってまいります。物流事業では、ホワイト物流推進運動の継続とモデルシフト・輸送網の集約等の物流効率化や機械化・自動化の推進に加え、工場・倉庫の屋根等への太陽光発電設備の設置、廃食油や廃動植物油等を原料として製造されるリニューアブルディーゼルの利用による環境負荷低減も図ってまいります。

生産資材部門におきましては、原体・製剤の効率的生産、製造条件改善による原価低減、効率的生産のための設備投資と工場機能の強化に取り組んでまいります。また、温室効果ガス排出量削減や廃棄物削減を加速し、よりクリーンな工場の実現を図ってまいります。調達に関しては、ホワイト物流推進運動への協力のため発注の早期化を含めた資材調達計画を立案、実行してまいります。

研究開発部門におきましては、従来の化学農薬に加え、微生物農薬、バイオスティミュラント等の開発により「みどりの食料システム戦略」、EUの「Farm to Fork戦略」にも対応した、環境にやさしく自然と調和した新たな製品の創出に取り組んでまいります。新規殺ダニ剤「バネンタ」と、果樹やバラの根頭がん腫病防除用の微生物農薬「エコアーク」は国内で農薬登録申請済みで、上市に向けた準備を進めており、継続して海外評価も進めてまいります。

農薬事業の中核をなす「アクシーブ」の新規混合剤、新製剤開発によるジェネリック品との差別化や「エフィード」の適用拡大、「ディザルタ」の混合剤開発等による販売の最大化を目指し、グローバルでの製品開発を継続するとともに、原体製造の最適化による利益性改善も進めてまいります。また、有機フッ素化合物（PFAS）規制を見据えた創業研究を進めるなど、研究段階から環境負荷低減を視野に入れた製品開発に一層取り組んでまいります。

2021年より建設を進めてまいりました化学研究所Shimizu Innovation Park (ShIP) は2023年10月より本格稼働を始めました。静岡県内に分散していたプロセス化学研究センター、製剤技術研究センター、創薬研究センターを当社発祥の地である静岡市清水区の旧自社工場敷地内に建設した化学研究所に統合し、そのシナジー効果により、新農薬創製、製品化研究のスピードアップと更なる研究開発分野の領域拡大を目指してまいります。

サステナビリティ経営におきましては、当社のコア事業である農薬及び農業関連事業に深く関わる気候変

動や環境負荷低減に対する取り組みとして、当社グループで排出する温室効果ガス排出量を2030年までに2019年比30%削減とする目標を掲げており、CO₂フリー電力の導入やCO₂排出量の少ない燃料への転換を進めており、さらに継続的な削減を進めてまいります。また、生物多様性への貢献として水資源や廃棄物の適正な管理と削減、生物科学研究所近隣でのビオトープの造成にも取り組んでまいります。また北海道福島町の自社保有林での植樹・育樹活動に取り組んでおり、これにより生じた間伐材を材料とした輸送用パレットを製作及び活用することで、本来、間伐材廃棄により生じるはずのCO₂排出量の削減や輸送に携わる作業負担の軽減に貢献してまいります。

社会に関わる取り組みとして、当社は国連グローバル・コンパクトに2023年9月18日に参加企業として登録され、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野に関わる10原則を支持し、実践してまいります。また、人的資本の強化を目指した人財戦略として、当社の期待する人財像を設定し、その期待する人財像を確保するため、採用、育成、配置／キャリア、人事制度、評価、報酬、ダイバーシティ、ワークライフバランスの課題別に人事施策案を策定し、取り組んでまいります。

当社では各自が「夢」をもって、それに向かって努力し成果を上げることで、達成感・充実感を味わう、つまり幸せになれるという流れ「幸せの三角形」を掲げております。この「夢」と「幸せの三角形」をスローガンとし、2024年度は、当社グループの中期経営計画の初年度としての施策を着実に実行してまいります。そして、当社が設定した100年企業としてのあるべき姿である「独自技術で豊かなくらしを支え自然と調和した社会の持続的発展に貢献するフレキシブルで存在感のある企業グループ」を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2020年10月期)	第73期 (2021年10月期)	第74期 (2022年10月期)	第75期 (2023年10月期)
売上高 (百万円)	107,280	118,176	145,302	161,002
経常利益 (百万円)	9,916	12,829	23,570	24,115
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,618	9,023	16,329	18,024
1株当たり当期純利益(円)	52.92	72.13	135.45	149.88
総資産 (百万円)	154,857	169,172	204,604	226,939
純資産 (百万円)	103,959	109,954	121,995	139,845
1株当たり純資産額(円)	787.01	830.44	960.96	1,105.55

- (注) 1. 金額表示は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。
 3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。
 4. 第74期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第74期以降の財産及び損益の状況は当該会計基準等適用後の数値を記載しております。



(6) 重要な子会社の状況 (2023年10月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社理研グリーン	百万円 1,102	% 100.0	農薬・産業用薬剤等の製造販売
イハラニッケイ化学工業株式会社	780	73.7	有機中間体等の製造販売
ケイ・アイ化成株式会社	600	100.0	有機中間体・産業用薬剤等の製造販売
イハラ建成工業株式会社	461	56.1	総合建設業、化成品の製造販売
尾道クミカ工業株式会社	100	100.0	農薬等の製造販売
良地産業株式会社	90	100.0	緑化関連薬剤・資材事業
日本印刷工業株式会社	88	66.0	各種印刷物等の製造販売
株式会社クミカ物流	62	94.6	運送・倉庫業
ケイアイ情報システム株式会社	50	100.0	情報サービス業
株式会社ネップ	34	100.0	重金属処理剤等の製造販売、人材派遣・請負業務
浅田商事株式会社	22	100.0	緑化関連薬剤・資材事業
K-I CHEMICAL U.S.A. INC.	百万米ドル 2	100.0	農薬等の輸出入
K-I CHEMICAL EUROPE SA/NV	百万ユーロ 0.7	100.0	農薬等の輸出入
K-I CHEMICAL DO BRASIL LTDA.	百万リアル 31	100.0	農薬開発に係る受託事業
Iharanikkei Chemical (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 945	100.0	有機中間体等の製造販売
PI Kumiai Private Ltd.	百万ルピー 191	50.0	農薬等の製造販売
Asiatic Agricultural Industries Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 1.2	60.0	農薬等の製造販売

(注) 連結子会社は上記の17社、持分法適用関連会社は3社です。

(7) 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

農薬及び農業関連事業	農薬・農薬原体及び農薬関連剤の製造、販売及び輸出入
化成事業	クロロトルエン・クロロキシレン系化学品、精密化学品、産業用薬品等の製造販売
その他	不動産賃貸
	発電及び売電
	建設業及び不動産業
	食品添加物事業
	印刷業
	物流事業
	情報サービス業
	受託事業
	人材派遣事業

(8) 主要な営業所、工場及び研究所 (2023年10月31日現在)

① 当社本社	東京都台東区池之端一丁目4番26号
② 国内営業拠点	当社 全国7支店 (札幌、東北、東京、名古屋、大阪、中四国、九州) (株)理研グリーン 全国5支店、(株)クミカ物流 全国8支店
③ 国内生産拠点	当社静岡工場 (静岡県富士市)、当社小牛田工場 (宮城県遠田郡)、 当社龍野工場 (兵庫県たつの市) (株)理研グリーン (静岡県磐田市)、イハラニッケイ化学工業(株) (静岡市清水区)、 ケイ・アイ化成(株) (静岡県磐田市)、イハラ建成工業(株) (静岡県焼津市、 宮城県栗原市、福島県田村郡、千葉県成田市)、尾道クミカ工業(株) (広島県尾道市)、日本印刷工業(株) (静岡市駿河区)
④ 研究所	当社化学研究所1拠点 (静岡市清水区)、 当社生物科学研究所2拠点 (静岡県菊川市、静岡県掛川市) (株)理研グリーン (静岡県磐田市)
⑤ 海外拠点	当社1拠点 (中国) 組合化学貿易(上海)有限公司 (中国) KUMIKA KOREA CO., LTD. (韓国) K-I CHEMICAL U.S.A. INC. (米国) K-I CHEMICAL EUROPE SA/NV (ベルギー) K-I CHEMICAL DO BRASIL LTDA. (ブラジル) Iharanikkei Chemical (Thailand) Co., Ltd. (タイ) PI Kumiai Private Ltd. (インド) Asiatic Agricultural Industries Pte. Ltd. (シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2023年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況	従業員数	2,124 名
	前期末比増減	292 名増
② 当社の従業員の状況	従業員数	761 名
	前期末比増減	3 名増
	平均年齢	39.9 歳
	平均勤続年数	14.3 年

(注) 1. 上記従業員数には、臨時雇用者数（再雇用嘱託、契約従業員）は含みません。

2. 企業集団の従業員が前期末と比較して増加した主な理由は、株式会社ネップを連結の範囲に含めたことによるものです。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年10月31日現在)

借入先	借入残高
農林中央金庫	16,483 百万円

2 会社の株式に関する事項 (2023年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 133,184,612株 (自己株式 12,859,015 株を含む)
- (3) 株主数 32,484名 (前期末比 15,281 名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	26,527	22.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,532	10.41
農 林 中 央 金 庫	5,517	4.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,997	4.15
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	4,480	3.72
静岡県経済農業協同組合連合会	2,770	2.30
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	1,948	1.61
日 本 曹 達 株 式 会 社	1,928	1.60
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,672	1.39
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,660	1.38

- (注) 1. 持株数、持株比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式 12,859,015 株を保有しておりますが上記の大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式 (12,859,015 株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	32,500株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項 (2023年10月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役職	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	高木 誠	
代表取締役 専務執行役員	打土井 利春	海外営業本部長
取締役 専務執行役員	吉村 巧	秘書室担当、コーポレートガバナンス統括室担当、サステナビリティ推進部担当
取締役 常務執行役員	大川 哲生	研究開発本部長
取締役 常務執行役員	井川 照彦	生産資材本部長
取締役 常務執行役員	横山 優	経営管理本部長兼経営企画部長
社外取締役	西尾 忠久	鈴与株式会社 代表取締役副社長
社外取締役	池田 寛二	法政大学 名誉教授
社外取締役	山梨 智里	静岡シェル石油販売株式会社 常務取締役
常勤監査役	種田 宏平	
監査役	山田 正和	全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部長 片倉コープアグリ株式会社 監査役 ZMクロッププロテクション株式会社 監査役
監査役	助川 龍二	共栄火災海上保険株式会社 相談役
監査役	白鳥 三和子	三和子CPA事務所 所長 税理士法人静岡みらい 代表社員

- (注) 1. 取締役西尾忠久氏、取締役池田寛二氏及び取締役山梨智里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、取締役西尾忠久氏、取締役池田寛二氏及び取締役山梨智里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役種田宏平氏、監査役山田正和氏、監査役助川龍二氏及び監査役白鳥三和子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、常勤監査役種田宏平氏、監査役助川龍二氏及び監査役白鳥三和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2023年1月27日開催の第74回定時株主総会において、吉村 巧氏、横山 優氏及び山梨智里氏が取締役に、山田正和氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 常勤監査役種田宏平氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見

を有するものであります。

5. 監査役助川龍二氏は企業における企業経営者としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役白鳥三和子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2023年1月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、小池好智氏、高橋 一氏及び伊田黎之輔氏が取締役を任期満了により退任されました。
8. 当社は、非業務執行取締役（社外取締役全員を含む）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(ご参考) 取締役及び監査役スキル・マトリックス

～取締役会が期待するスキル・役割・専門性・経験～
期待する項目：●

	企業経営	ESG サステナビリティ	法務 コンプライアンス リスク管理	財務戦略 資本戦略	グローバル	技術・研究
取締役						
高木 誠	●	●	●	●		
打土井 利春			●		●	●
吉村 巧		●	●			●
大川 哲生	●	●				●
井川 照彦		●			●	●
横山 優		●		●	●	
西尾 忠久	●			●	●	
池田 寛二		●	●		●	
山梨 智里	●	●	●			
監査役						
種田 宏平	●		●	●		
山田 正和		●		●		●
助川 龍二	●		●	●		
白鳥 三和子		●	●	●		

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社及び当社の子会社が全額負担しております。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用は、当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は補填の対象とされない旨の免責事項が付されております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年1月28日、2023年1月27日及び2023年2月17日の取締役会において、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。

取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されています。なお、譲渡制限付株式報酬の支給対象は社外取締役を除いた取締役としております。

2) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の金銭報酬は、各取締役の役位、責任の大きさ、経営への貢献度及び連結業績の状況を総合的に勘案して決定するものとしております。支給は月例の固定報酬としております。社外取締役は客観的立場から当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査役は客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、それぞれ固定報酬としております。

3) 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を支給しております。個人別の報酬等の額については、各取締役の役位、責任の大きさ、経営への貢献度及び連結業績の状況を総合的に勘案して決定するものとしております。

支給は、定時株主総会終了後の一定期間内に、その定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までを対象期間としたものを支給しております。

4) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

各取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬は、金銭報酬の一定以上の割合としております。

ただし、譲渡制限付株式報酬の金額は、第72回定時株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬の限度額の範囲内としております。

5) 個人別報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の報酬の金額及び金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の割合は、経済環境、市場環境、業績等を総合的に勘案し、あらかじめ株主総会で承認された枠内において、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議及び答申を経て、取締役会より委任された代表取締役社長が決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2017年1月27日開催の第68回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年1月28日開催の第72回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2017年1月27日開催の第68回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年1月28日開催の取締役会、2023年1月27日開催の取締役会及び2023年2月17日開催の取締役会において、代表取締役社長 高木誠に取締役個人別の金銭報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の増減幅の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するには代表取締役が最も適しているからです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を経ております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	293	265	－	28	12
(うち社外取締役)	(17)	(17)	(－)	(－)	(4)
監査役	37	37	－	－	3
(うち社外監査役)	(37)	(37)	(－)	(－)	(3)
合計	330	302	－	28	15
(うち社外役員)	(54)	(54)	(－)	(－)	(7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であります。割当ての際の条件等は、上記「(3)取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2会社の株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、金額は譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 当事業年度において、社外役員1名が当社の子会社から受け取った報酬等の総額は1百万円でありませぬ。
4. 上記の員数には無報酬の社外監査役1名は含まれておりませぬ。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 社外取締役

取締役西尾忠久氏の兼職先である鈴与株式会社は、当社製品等の輸出及び港湾業務等の委託の取引関係があります。当社と鈴与株式会社の取引額は、当社売上全体の1%未満であります。

取締役池田寛二氏の兼職先である法政大学と当社間に重要な取引関係はありません。

取締役山梨智里氏の兼職先である静岡シェル石油販売株式会社と当社間に重要な取引関係はありません。

ロ. 社外監査役

監査役山田正和氏の兼職先である全国農業協同組合連合会は、当社の主要な株主であり、当社製品の取引関係があります。兼職先である片倉コープアグリ株式会社と当社間に重要な取引はありません。兼職先であるZMクroppプロテクション株式会社は当社製品の取引関係があります。

監査役助川龍二氏の兼職先である共栄火災海上保険株式会社は、当社の主要な株主であり、保険の取引関係があります。

監査役白鳥三和子氏の兼職先である三和子CPA事務所及び税理士法人静岡みらいと当社間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	西 尾 忠 久	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、問題点を明らかにするため、企業経営者としての知識・経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意見を述べ、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に関与しております。
社 外 取 締 役	池 田 寛 二	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、問題点を明らかにするため、学識経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意見を述べ、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に関与しております。
社 外 取 締 役	山 梨 智 里	2023年1月27日に就任した後に開催された取締役会9回の全てに出席し、問題点を明らかにするため、企業経営者としての知識・経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役	種 田 宏 平	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会11回のいずれも全てに出席するとともに、その他社内の重要な会議等に出席し、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役	山 田 正 和	2023年1月27日に就任した後に開催された取締役会9回及び監査役会6回のいずれも全てに出席し、問題点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役	助 川 龍 二	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会11回のいずれも全てに出席し、問題点を明らかにするため、企業経営者としての知識・経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役	白 鳥 三 和 子	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会11回のいずれも全てに出席し、問題点を明らかにするため、公認会計士及び税理士としての専門知識に基づき、適宜質問し意見を述べております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

内容	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、連結子会社4社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の法律に相当する外国の法令を含む）を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を吟味・検討し、それに基づく監査時間の適切性・妥当性を確認するとともに、前期の事業年度における監査遂行状況の確認や他社の監査報酬実態と比較検討した結果、当該報酬額が妥当であると判断しました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは会計監査人の監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	141,995	流動負債	71,688
現金及び預金	27,080	支払手形及び買掛金	19,067
受取手形、売掛金及び契約資産	35,751	短期借入金	37,404
商品及び製品	51,232	未払金	7,356
仕掛品	12,295	未払法人税等	1,683
原材料及び貯蔵品	9,916	賞与引当金	1,908
その他	5,745	環境対策引当金	201
貸倒引当金	△25	その他	4,069
固定資産	84,944	固定負債	15,406
有形固定資産	47,587	長期借入金	8,355
建物及び構築物	20,781	繰延税金負債	1,242
機械装置及び運搬具	9,737	役員退職慰労引当金	386
土地	12,149	退職給付に係る負債	4,401
建設仮勘定	2,202	その他	1,022
その他	2,719	負債合計	87,094
無形固定資産	3,989	(純 資 産 の 部)	
のれん	2,757	株主資本	133,731
その他	1,232	資本金	4,534
投資その他の資産	33,367	資本剰余金	37,467
投資有価証券	30,453	利益剰余金	100,969
長期貸付金	517	自己株式	△9,240
繰延税金資産	1,098	その他の包括利益累計額	△706
退職給付に係る資産	56	その他有価証券評価差額金	1,629
その他	1,514	為替換算調整勘定	△2,214
貸倒引当金	△270	退職給付に係る調整累計額	△120
資産合計	226,939	非支配株主持分	6,819
		純資産合計	139,845
		負債及び純資産合計	226,939

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		161,002
売上原価		124,341
売上総利益		36,661
販売費及び一般管理費		22,572
営業利益		14,089
営業外収益		
受取利息及び配当金	731	
貸倒引当金戻入額	75	
持分法による投資利益	8,664	
為替差益	493	
その他	467	10,431
営業外費用		
支払利息	225	
貸倒引当金繰入額	149	
その他	30	405
経常利益		24,115
特別利益		
固定資産処分益	8	
投資有価証券売却益	5	
補助金収入	287	
受取保険金	88	
環境対策引当金戻入益	27	415
特別損失		
固定資産処分損	359	
固定資産圧縮損	7	
減損損失	483	
投資有価証券評価損	360	
ゴルフ会員権売却損	0	
ゴルフ会員権評価損	1	1,210
税金等調整前当期純利益		23,320
法人税、住民税及び事業税	5,122	
法人税等調整額	△228	4,893
当期純利益		18,427
非支配株主に帰属する当期純利益		403
親会社株主に帰属する当期純利益		18,024

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	112,404	流動負債	63,160
現金及び預金	11,305	支払手形	889
売掛金	48,267	買掛金	10,419
商品及び製品	30,278	短期借入金	39,300
仕掛品	11,023	未払金	6,729
原材料及び貯蔵品	6,838	未払法人税等	1,077
未収入金	3,772	賞与引当金	1,149
その他	921	環境対策引当金	201
固定資産	64,146	その他	3,397
有形固定資産	29,188	固定負債	11,106
建物	12,069	長期借入金	5,900
構築物	3,057	繰延税金負債	2,264
機械及び装置	4,005	退職給付引当金	2,445
車両運搬具	29	その他	497
工具、器具及び備品	1,482	負債合計	74,266
土地	8,183	(純 資 産 の 部)	
リース資産	173	株主資本	100,679
建設仮勘定	190	資本金	4,534
無形固定資産	2,998	資本剰余金	37,604
のれん	2,117	資本準備金	4,832
その他	881	その他資本剰余金	32,772
投資その他の資産	31,960	利益剰余金	68,569
投資有価証券	5,809	利益準備金	1,134
関係会社株式	22,751	その他利益剰余金	67,436
出資金	6	研究開発積立金	4,440
関係会社出資金	2,398	固定資産圧縮積立金	704
関係会社長期貸付金	220	別途積立金	14,300
保険積立金	462	繰越利益剰余金	47,992
その他	464	自己株式	△10,028
貸倒引当金	△149	評価・換算差額等	1,605
		その他有価証券評価差額金	1,605
資産合計	176,550	純資産合計	102,284
		負債及び純資産合計	176,550

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		125,395
売上原価		95,766
売上総利益		29,629
販売費及び一般管理費		16,217
営業利益		13,413
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,720	
為替差益	750	
その他	283	3,752
営業外費用		
支払利息	142	
貸倒引当金繰入額	149	
その他	33	325
経常利益		16,840
特別利益		
固定資産処分益	3	
投資有価証券売却益	2	
受取保険金	10	
環境対策引当金戻入益	27	42
特別損失		
固定資産処分損	468	
減損損失	483	
関係会社株式評価損	360	1,311
税引前当期純利益		15,571
法人税、住民税及び事業税	4,034	
法人税等調整額	200	4,234
当期純利益		11,337

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

クミアイ化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指定社員 公認会計士 金田 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クミアイ化学工業株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クミアイ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

クマイ化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指定社員 公認会計士 金田 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クマイ化学工業株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等の手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月8日

クミアイ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	種 田 宏 平 ㊞
社外監査役	山 田 正 和 ㊞
社外監査役	助 川 龍 二 ㊞
社外監査役	白 鳥 三和子 ㊞

以 上